

株 主 各 位

大阪府堺市中区深阪1丁2番2号

# くら寿司株式会社

代表取締役社長 田 中 邦 彦

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様のご出席を抽選にて限定させていただきます。

本株主総会につきましては、極力事前に同封の書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。なお、あわせて本年につきましては、株主総会にご出席の際、お配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### ●新型コロナウイルス感染拡大防止のため

- ・株主総会は事前抽選（P.4ご参照）に当選された方のみご出席頂けます。
- ・本年の株主総会のお土産は中止させていただきます。

1. 日 時 2021年1月26日（火曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1  
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階・利休の間  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目 的 事 項
    - 報 告 事 項 1. 第25期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第25期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年1月25日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、P.3「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年1月25日（月曜日）午後6時までに行使してください。

##### (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

- (お願い) ※ ご出席を抽選とさせていただきますこと、また、ご出席応募書類が2021年1月16日（土曜日）午後6時当社必着となりますことご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙ならびに株主総会出席票（はがき）を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kurasushi.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。
- ※ 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kurasushi.co.jp/>) に掲載しており、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、定時株主総会招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要です。ご注意ください。
- (2) スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。  
※詳しくは同封の案内リーフレットをご覧ください。

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネットにより複数回数またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) 議決権の行使期限は、2021年1月25日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了まで、ご印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

◎本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00～17 : 00)

以 上

# 新型コロナウイルス感染防止への対応について

## ◎事前抽選のご案内

本年は、新型コロナウイルス感染予防のため、座席間の間隔を空け、ご用意する席数を限定させていただきます。そのため、抽選にて株主様を本年の当社定時株主総会にご案内させていただくことといたしました。ご出席を希望される株主様は、同封の「第25期定時株主総会 ご出席応募はがき」を、応募締切日までにご送付ください。厳正なる抽選により、ご当選された株主様には「株主総会出席票（はがき）」を送付いたします。

なお、議決権行使は、極力、書面またはインターネットによる方法をご検討いただくとともに、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、小さなお子様をお連れの方、体調にご不安のある方におかれましては、ご応募を見合わせることもご検討ください。

## ◎応募方法

同封の「第25期定時株主総会 ご出席応募はがき」を下記締切日までにご送付ください。抽選により当選された株主様へ、「株主総会出席票（はがき）」を株主名簿に登録されているご住所（本封書のご住所）へ送付いたします。当日は、こちらを引換にご入場いただけます。

締切日：2021年1月16日（土曜日）午後6時（当社必着）

## ◎ご注意

- ・当日、「株主総会出席票（はがき）」をお持ちでない株主様のご入場はお断りいたします。
- ・当選結果は、当選者の方へのみ「株主総会出席票（はがき）」を送付し、発表に代えさせていただきます。
- ・当選された株主様のみご入場いただけます。同伴者、お子様のご入場はお断りいたします（介添え者が必要な方を除く）。
- ・ご入場時に、検温、アルコール消毒液のご使用、マスク着用のご協力をお願いいたします。また、37.5度以上の体温が確認された方はご入場いただけません。体調不良と見受けられる方は、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、入場をお控えいただくことがございますのでご了承ください。

（1月） 必着 株主総会までの主な日程（目安）

7 (木)	8 (金)	9 (土)	～	16 (土)	17 (日)	18 (月)	19 (火)	20 (水)	21 (木)	22 (金)	～	25 (月)	26 (火)
招集 発送	招集通知到着			応募 締切		当選 発送	当選通知到着		落選者行使期間 (目安)			行使 期限	株主 総会

(提供書面)

## 事業報告

(2019年11月1日から  
2020年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年11月1日から2020年10月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の抑制により、景気が急速に悪化し厳しい状況となりました。個人消費は一部回復の兆しがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の感染者数が再度増加傾向にあるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各自治体からの営業自粛要請やインバウンド需要の消失に加え、店内飲食が減少しテイクアウトやデリバリーの利用が急増するなど、外食業界をとりまく環境が大きく変化しております。

このような状況のもと、当社グループはお客様及び従業員の安全を第一に考え、他社に先駆けて、様々な感染防止対策を講じてまいりました。2011年から全店に導入済みの抗菌寿司カバー「鮮度くん」をはじめ、2020年5月には、レジ前および座席間への抗菌シートを全店に設置。10月には「池袋サンシャイン60通り店」「なんば日本橋店」におきまして、お客様の入店から退店まで店員と接触しない「完全非接触店舗」のテスト稼働を開始いたしました。入店時には「自動受付機」と「自動案内機」で座席まで自動的にご案内し、お客様ご自身のスマートホンで注文できる「スマホで注文」、レーン上に取り付けたAIカメラでレーンから取ったお皿を自動カウントする「セルフチェック」、精算時には非接触パネルを用いた「セルフレジ」によって、入店から退店までお客さまと従業員が全く接触することのない店舗を実現いたしました。また、「自動受付機」「自動案内機」「セルフレジ」の画面は3Dセンサーによって指の動きを感知することで、画面に触れることなく操作が可能となっています。26期以降にオープンする店舗につきましては、全店舗を完全コンタクトレス&タッチレスの「スマートくらレストラン」としていく予定です。「スマートくらレストラン」におきましては、お客さまと従業員の安全面だけでなく、従業員の作業を削減し、お客様の回転率をアップするなど、より効率的な店舗運営を実現してまいります。

その他、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により販路が減少し、出荷出来ずにいた養殖真鯛約200トンを養殖業者さまから追加で仕入れ、新商品「絆真鯛塩炙り」として販売することで、日頃からお世話になっている漁業

関係者様の支援も行うなど、漁業者の皆さまとの共存共栄を目指した取り組みに精進してまいりました。

販売促進におきましては2年目を迎えた「旬の極みシリーズ」が引き続きお客様からご好評をいただきました。また、2020年6月と9月～10月に実施いたしました人気アニメ「鬼滅の刃」とのコラボキャンペーンは全国的に大きな話題となり、6月には平日1日当たり売上記録を更新、9月には既存店売上高が7か月ぶりに100%を超え、10月には126%と大きく飛躍する原動力となりました。

商品開発におきましては、テイクアウト需要の増大に対応し、ご家庭でくらす寿司の味をお楽しみいただける「おうちdeくらす寿司」サービスを充実したほか、2020年5月にはうどんやラーメンの持ち帰りを一部店舗で販売開始し、お客様からご好評をいただいております。

このような施策を行った結果、日本国内における全店売上高前年比は4月に50%台まで落ち込んだものの、その後大きく回復し、通期では100.5%とわずかながら過去最高売り上げを更新することができました。

一方、米国子会社Kura Sushi USA, Inc. (KSU)におきましては、2020年3月にカリフォルニア州などに外出禁止令 (Stay-at-Home Order) が発令されたのを皮切りに、全米で店舗の閉店を余儀なくされ、その後一時規制緩和されたものの、再度店内飲食や店内座席数が制限され非常に厳しい状況となりました。

台湾子会社亞洲藏壽司股份有限公司 (KSA) におきましては、台湾政府による新型コロナウイルス対策などが功を奏したことから経済活動もほぼ正常化し、計画通り新規出店するなど積極的な投資を行いました。

当社グループは、日本の食文化を世界に広げるとの考えのもと、海外において回転すし店の出店を推進してまいりました。2019年8月、米国子会社Kura Sushi USA, Inc. が米国における事業展開を促進する目的で米国ナスダック市場に上場したのに続き、2020年9月、台湾子会社亞洲藏壽司股份有限公司が台北証券取引所Taipei Exchangeに上場いたしました。今回の上場を機に、アジアにおける「くらす寿司」ブランドの浸透を図り、当社グループの企業価値向上に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,358億35百万円、経常利益11億35百万円となりました。日本単体における経常利益は第4四半期の急回復もあり29億53百万円となりましたものの、主に米国子会社における営業制限による損失および日本の店舗減損損失等の結果、親会社株主に帰属する当期純損失は2億62百万円となりました。

なお、当社グループは飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は94億3百万円（差入保証金、建設協力金を含む）となりました。そのうち主なものは、新規出店に伴う造作設備等に65億14百万円及び既存店舗の造作設備等に26億25百万円であります。

③ 資金調達の状況

取引銀行1行と貸出コミットメント契約（総額15億円）を締結しております。本契約における当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

また、リスク管理の一環として、大規模な天災等の不測の事態に備え、流動性を確保するためのバックアップラインとして総額20億円の長期コミットメントライン契約を取引銀行2行との間で締結しております。本契約における当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

また、当連結会計年度におきましては、連結子会社の増資により、18億円の資金調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2016年度)	第 23 期 (2017年度)	第 24 期 (2018年度)	第 25 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	122,766	132,499	136,134	135,835
経 常 利 益 (百万円)	7,285	7,655	6,135	1,135
親会社株主に帰属する当 期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	4,884	5,130	3,766	△262
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	247.40	259.84	190.79	△13.30
総 資 産 (百万円)	52,745	59,068	68,216	85,102
純 資 産 (百万円)	34,724	39,275	47,211	47,569

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2016年度)	第 23 期 (2017年度)	第 24 期 (2018年度)	第 25 期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	115,954	121,930	122,530	123,160
経 常 利 益 (百万円)	7,010	6,882	5,502	2,953
当 期 純 利 益 (百万円)	4,599	4,536	3,366	948
1株当たり当期純利益 (円)	232.98	229.80	170.51	47.99
総 資 産 (百万円)	50,875	56,080	59,164	65,887
純 資 産 (百万円)	34,568	38,509	41,277	41,504

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業の内容
Kura Sushi USA, Inc.	US \$ 8,342	59.9%	米国における回転すし店舗の展開
亞洲藏壽司股份有限公司	NT \$ 449,800,000	69.4%	台湾における回転すし店舗の展開

### (4) 対処すべき課題

今後の外食産業は、国内外における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済活動が制限されたことにより、消費に大きなマイナスの影響を与えることが懸念されております。当社はお客様および従業員の安全を第一に考え、業界に先行して新型コロナウイルス感染症対策を実施いたしました。

2020年5月より、お客様の入店から退店まで店員と接触しない「完全非接触店舗」の稼働を開始いたしました。新型コロナウイルスワクチンの接種が海外において開始され、感染拡大の沈静化が期待されるものの、様々なウイルスの感染リスク及びお客様の感染症に対する懸念は当面継続するものと考え、「完全非接触店舗（スマートくらレストラン）」への投資を進め、競合他社との差別化を図ってまいります。

#### ① 効率的な店舗運営

“安心・おいしい・安価”そして“楽しい”食事を提供し続けるため、コストパフォーマンスの向上に取り組み、AIの導入などさらにIT化を推進するとともに、アミューズメント機能を充実させ、顧客満足度を高めてまいります。ますます多様化するお客様のニーズを敏感に捉えた商品・サービスの提供を迅速かつ確実にする体制を整えてまいります。

#### ② 出店戦略

「無添（むてん）くら寿司」ブランドを広く認知していただけるよう出店地域の拡大を図りつつ、不採算店を出さないために出店条件の厳格化及び一層のコスト削減に取り組みます。

次期の国内出店は25～30店舗を計画しております。

### ③ 顧客満足度の向上

「スマートくらレストラン」を推し進め、店舗設備の更新による店内環境の改善、サービスの改善による顧客満足度の向上を図ることにより、来店客数の増加、既存店売上高の維持・向上に努めてまいります。

### ④ 人材の確保・育成

競争が激化する外食産業におきましては人材の確保・育成が重要な課題と認識しております。「貝塚事務所」におきましては、“教育日本一企業”を目指し、社長が講師を務める“社長塾”をはじめ、パート・アルバイト従業員を対象にした研修会を実施しております。また、新卒者を対象に「エグゼクティブ採用」を開始したのを始め、各分野に精通したプロフェッショナル人材の積極的な中途採用も行っております。さらに海外展開に対応したカリキュラムも充実させ、台湾子会社の社員研修を貝塚事務所で行うなど、グローバルな人材育成にも注力してまいります。

### ⑤ 商品戦略

日本固有の食文化である寿司をベースに食の可能性を追求し、高付加価値商品の開発と既存商品の価値拡大に努めます。日本の漁業の持続性を念頭に多くの漁協さまと連携し、海に囲まれた日本の天然魚を消費者に届け、商品競争力を向上させることによって、成熟市場の中でシェアの拡大及び収益の向上を図ってまいります。

### ⑥ 海外戦略

当社グループは現在、米国及び台湾において子会社を設立し、それぞれ現地株式市場に上場しております。「海外での出店を促進し、日本の食文化を世界に広げる」との考えのもと、新たな成長のため、日本で築き上げたフォーマットを海外に移植し、積極的に海外展開を行ってまいります。

今後も、上記課題を克服し、高付加価値を生み出す企業体質を構築していくことで、全てのステークホルダーの皆様のご期待に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年10月31日現在)

当社グループは、回転すしを直営でチェーン展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年10月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	大阪府堺市中区深阪1丁2番2号
事業所	貝塚事務所《西日本本部》(大阪府貝塚市) 埼玉事務所《東日本本部》(埼玉県日高市) 中野事務所《東日本採用部門》(東京都中野区) 梅田事務所《西日本採用部門》(大阪市北区)
工 場	大阪センター(大阪府堺市中区) 埼玉センター(埼玉県日高市) 福岡センター(福岡県糟屋郡) 貝塚センター(大阪府貝塚市)

② 子会社の主要な営業所

Kura Sushi USA, Inc.	本社：米国
亞洲藏壽司股份有限公司	本社：台湾

③ 当社グループの店舗

大阪府	67店	東京都	38店	静岡県	12店	高知県	2店
兵庫県	30店	神奈川県	37店	宮城県	6店	徳島県	2店
京都府	18店	埼玉県	27店	岩手県	3店	福岡県	24店
奈良県	10店	千葉県	18店	青森県	5店	佐賀県	3店
滋賀県	8店	群馬県	4店	新潟県	4店	熊本県	5店
和歌山県	7店	茨城県	7店	山形県	4店	鹿児島県	6店
三重県	7店	栃木県	3店	秋田県	3店	大分県	4店
岡山県	6店	福島県	1店	石川県	4店	長崎県	2店
島根県	2店	山梨県	3店	富山県	4店	宮崎県	4店
鳥取県	3店	長野県	4店	福井県	3店	沖縄県	6店
広島県	8店	愛知県	32店	愛媛県	5店		
山口県	5店	岐阜県	8店	香川県	3店		
						国内 計	467店
米国	25店						
台湾	29店					海外 計	54店
						合計 計	521店

(7) 従業員の状況 (2020年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,090名	208名増

(注) 従業員数の中には、パートタイマー・アルバイトは含まれておりません。

なお、パートタイマー・アルバイトの期中平均雇用人員は、14,205名 (1人1日8時間換算) であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,401名	140名増	30.7歳	6.4年

(注) 従業員数の中には、パートタイマー・アルバイトは含まれておりません。

なお、パートタイマー・アルバイトの期中平均雇用人員は、13,064名 (1人1日8時間換算) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年10月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,699,800株
- ③ 株主数 21,017名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ウォルナットコーポレーション	6,771,000 株	34.24 %
田 中 信	2,000,000 株	10.11 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,148,400 株	5.81 %
株 式 会 社 日 本 カ ス ト テ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	431,300 株	2.18 %
く ら 寿 司 従 業 員 持 株 会	394,000 株	1.99 %
田 中 邦 彦	320,000 株	1.62 %
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	306,500 株	1.55 %
株 式 会 社 日 本 カ ス ト テ ィ 銀 行 ( 信 託 口 5 )	241,200 株	1.22 %
田 中 節 子	240,000 株	1.21 %
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	213,900 株	1.08 %

(注) 1. 当社は、自己株式を926,810株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2020年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 邦 彦	
取締役副社長	田 中 信	株式会社ウォルナットコーポレーション 代表取締役
常務取締役	久 宗 裕 行	商 品 本 部 長
取 締 役	伊 藤 敬 人	店 舗 開 発 本 部 長
取 締 役	亀 井 学	
取 締 役	田 中 節 子	環 境 事 業 本 部 長
取 締 役	津 田 京 一	経 理 本 部 長
取 (監査等委員・常勤)	山 本 保	
取 (監 査 等 委 員)	大田口 宏	大 雪 法 律 事 務 所 所 長
取 (監 査 等 委 員)	北 川 洋 士	北 川 洋 士 会 計 事 務 所 所 長 但 陽 信 用 金 庫 非 常 勤 監 事

- (注) 1. 取締役(監査等委員)大田口 宏氏及び北川洋士氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)大田口 宏氏及び北川洋士氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)大田口 宏氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通しております。
  - ・取締役(監査等委員)北川洋士氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社は、取締役(監査等委員)北川洋士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いておりません。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3名の取締役(監査等委員)いずれも法令が定める額としております。

### ③ 取締役の報酬等

取締役（監査等委員を除く）	7名	115百万円
取締役（監査等委員）	3名	9百万円
（うち社外取締役）	（2名）	（4百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年1月29日開催の第23期定時株主総会において年額360百万円以内（但し、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年1月29日開催の第23期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役（監査等委員）大田口 宏氏は、大雪法律事務所所長であり、当社と法律顧問契約を締結しておりますが、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 社外取締役（監査等委員）北川洋士氏は、北川洋士会計事務所所長であり、但陽信用金庫の非常勤監事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- 社外取締役（監査等委員）大田口 宏氏  
当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に、また、監査等委員会5回のうち5回に出席いたしました。別に書面決議が4回あります。  
ほぼ毎回の取締役会において、主として弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制システム並びにコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。
- 社外取締役（監査等委員）北川洋士氏  
当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に、また、監査等委員会5回のうち5回に出席いたしました。別に書面決議が4回あります。  
ほぼ毎回の取締役会において、主として公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社グループは「食の戦前回帰」を企業理念として掲げ、日本文化の良い面を見直し、世界に伝えるという使命感を共通の志として、コンプライアンスを最優先し、当社グループの取締役が、意思決定を行い、事業展開いたします。
  - ・監査等委員は、取締役の業務執行状況について監査を行い、内部監査室は当社グループ各部門における業務執行が、法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図ります。
  - ・社会規範・業界規範・社内規程等、広く社会の「きまり」を守ることを徹底するため、社内に「賞罰委員会」を設置し、使命感・倫理観の向上を図るとともに、コンプライアンス体制を確立いたします。また、取締役及び使用人の職務の執行に係る法令上疑義のある行為等について、内部通報制度を運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努めます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る主要な情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理いたします。「文書管理規程」は見直し・整備を推進いたします。
  - ・取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を検索・閲覧できることといたします。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理に係る規程を制定し、取締役を含めた各部門で構成する「リスク管理委員会」を、年2回の定期開催のほか適時開催し、予め想定されるリスクの洗い出しを行い、被害を最小限にとどめます。
  - ・子会社に損失の危険があると認められるときには、関連部門から取締役に報告いたします。
  - ・内部監査部門は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、監査等委員会及び取締役会に報告いたします。
  - ・リスクが顕在化した場合には、「危機管理マニュアル」に基づき、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置、または対応責任者を定め、迅速かつ組織的な対応を行い、損害の拡大の防止に努めてまいります。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・経営に関する重要事項については、「出店会議」、「戦略会議」を毎月定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議を行います。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制といたします。

- ・子会社においては、子会社において予算を策定し、その進捗状況を当社の関連部門が分析及び管理するとともに、定期的に取り締役に報告いたします。
- ⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制
- ・子会社及び関連会社に対しては、その業務の適正を確保し、相互に利益と発展をもたらすことを目的とした「関係会社管理規程」に基づいて統制する体制といたします。また、当社の関連各部門が、子会社の関連各部門から定期的に報告を受ける体制といたします。
  - ・監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応した業務が適正であるか、監査を行います。また、監査を実効かつ適正に行えるよう内部監査室及び会計監査人との緊密な連携等、的確な体制を構築いたします。
  - ・内部監査室は、当社グループのコンプライアンスの徹底及びリスク管理体制等内部統制システムの構築と運用について、定期的かつ包括的に監査を実行することと合わせて、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保いたします。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう、適時にこれを設置いたします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査等委員会の直属の指揮命令下に配置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けません。人事処遇等については、監査等委員会の意見を尊重した上で決定いたします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する事項
- ・監査等委員は、取締役より重要事項の報告を受け、関係書類の配付並びに詳細な説明を受ける体制にいたします。
  - ・当社グループの取締役及び使用人は、その業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告することとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告いたします。
  - ・監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告を行った当社グループの取締役及び使用人の不利益となる取扱いを行わないことを、当社グループの取締役及び各関係部門に周知徹底いたします。
  - ・監査等委員会が監査に要した費用または債務を弁済するため、あらかじめ予算化するとともに、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、速やかに処理いたします。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が効率的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互連携を図ります。
  - ・監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができることといたします。
  - ・監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を行います。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除、その他一切の関係を持つことのない体制を整えてまいります。また、不当要求が発生した場合は総務部に情報を一元化し、直ちに所轄警察署と連携し対応いたします。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会が定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。

当事業年度における主な運用状況といたしましては、次のとおりであります。

情報統制の強化及びコンプライアンス意識の向上を目的とした、インサイダー取引規制に係る社内教育プログラムを全店の店長を対象とした店長会議及び社内会議等において、複数回実施いたしました。

また、取締役、各部門長により、疫病の蔓延を重要なリスクと捉え「危機管理マニュアル」に基づいた対応等を協議いたしました。

内部監査室におきましては、年間のべ280店舗及び各部門に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況についての内部監査を行いました。

当該内部監査により検出されたリスク等につきましては、随時是正を行うとともに、監査等委員会及び取締役に報告いたしました。

なお、当該検出されたリスク等に、当社グループの業務の適正性に重要な影響を与えるリスク等はありませんでした。

### (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付け、将来においても安定した利益配当を継続することを基本としながら、今後の積極的な事業展開を勘案して経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2020年12月17日開催の取締役会において、1株につき40円とすることを決議させていただきました。

# 連結貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	[28,158]	<b>流 動 負 債</b>	[22,584]
現金及び預金	20,611	買掛金	6,509
売掛金	3,854	リース債務	2,688
原材料及び貯蔵品	1,715	未払金	6,798
その他	1,977	未払法人税等	1,564
<b>固 定 資 産</b>	[56,944]	その他	5,023
<b>有 形 固 定 資 産</b>	(45,293)	<b>固 定 負 債</b>	[14,948]
建物及び構築物	22,249	リース債務	12,356
機械装置及び運搬具	1,607	資産除去債務	2,093
土地	4,692	その他	499
リース資産	4,460	<b>負 債 合 計</b>	<b>37,533</b>
使用権資産	9,706	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	2,577	科 目	金 額
<b>無 形 固 定 資 産</b>	(705)	<b>株 主 資 本</b>	[44,111]
リース資産	200	資本金	(2,005)
その他	505	資本剰余金	(5,183)
<b>投資その他の資産</b>	(10,945)	利益剰余金	(39,203)
長期貸付金	4,428	自己株式	(△2,280)
繰延税金資産	355	その他の包括利益累計額	[26]
差入保証金	5,411	為替換算調整勘定	26
その他	750	新株予約権	[190]
<b>資 産 合 計</b>	<b>85,102</b>	非支配株主持分	[3,239]
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>47,569</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>85,102</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2019年11月1日から  
2020年10月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		135,835
売 上 原 価		60,902
売 上 総 利 益		74,933
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		74,582
営 業 利 益		350
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	106	
為 替 差 益	62	
受 取 手 数 料	412	
物 販 収 入	150	
そ の 他	273	1,005
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	108	
物 販 原 価	80	
そ の 他	31	220
経 常 利 益		1,135
特 別 利 益		
新 株 子 約 権 戻 入 益	80	80
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	76	
減 損 損 失	700	776
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		439
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,031	
法 人 税 等 調 整 額	421	1,453
当 期 純 損 失		△1,013
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△750
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△262

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2019年11月1日から  
2020年10月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 高 首 残	2,005	4,146	40,255	△2,354	44,053
当 連 結 会 計 年 度 中 額 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当			△789		△789
親会社株主に帰属する当期純損失			△262		△262
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		74		74	148
連結子会社の増資による持分増		962			962
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	1,036	△1,052	73	58
当 期 連 結 会 計 年 度 高 末 残	2,005	5,183	39,203	△2,280	44,111

	その他の包括利益累計額		新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 連 結 会 計 年 度 高 首 残	△67	△67	167	3,058	47,211
当 連 結 会 計 年 度 中 額 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当					△789
親会社株主に帰属する当期純損失					△262
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					148
連結子会社の増資による持分増					962
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	94	94	23	181	299
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	94	94	23	181	357
当 期 連 結 会 計 年 度 高 末 残	26	26	190	3,239	47,569

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	[23,759]	<b>流 動 負 債</b>	[19,267]
現金及び預金	17,273	買掛金	6,031
売掛金	3,563	リース債務	1,622
原材料及び貯蔵品	1,555	未払金	5,645
前払費用	1,070	未払法人税等	1,546
その他	294	未払消費税等	3,909
<b>固 定 資 産</b>	[42,128]	預り金	127
<b>有 形 固 定 資 産</b>	(27,594)	前受収益	42
建物	16,781	設備関係未払金	242
構築物	921	その他	99
機械装置及び運搬具	555	<b>固 定 負 債</b>	[5,114]
工具、器具及び備品	306	リース債務	2,845
土地	4,692	資産除去債務	1,889
リース資産	4,045	その他	379
建設仮勘定	290	<b>負 債 合 計</b>	<b>24,382</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	(572)	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	364	科 目	金 額
電話加入権	8	<b>株 主 資 本</b>	[41,504]
リース資産	200	資本金	(2,005)
<b>投資その他の資産</b>	(13,961)	資本剰余金	(2,409)
関係会社株式	3,200	資本準備金	2,334
長期貸付金	4,428	その他資本剰余金	74
長期前払費用	703	<b>利 益 剰 余 金</b>	(39,370)
繰延税金資産	396	利益準備金	83
差入保証金	5,231	その他利益剰余金	
その他	1	固定資産圧縮積立金	50
<b>資 産 合 計</b>	<b>65,887</b>	別途積立金	38,140
		繰越利益剰余金	1,096
		<b>自 己 株 式</b>	(△2,280)
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>41,504</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>65,887</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2019年11月1日から  
2020年10月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		123,160
売 上 原 価		56,184
売 上 総 利 益		66,975
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		64,917
営 業 利 益		2,058
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	113	
為 替 差 益	40	
受 取 手 数 料	414	
物 販 収 入	150	
雑 収 入	332	1,051
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	
物 販 原 価	80	
雑 損 失	28	156
経 常 利 益		2,953
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	48	
新 株 予 約 権 戻 入 益	80	128
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	70	
減 損 損 失	700	771
税 引 前 当 期 純 利 益		2,310
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,045	
法 人 税 等 調 整 額	317	1,362
当 期 純 利 益		948

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2019年11月1日から  
2020年10月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
当事業年度期首残高	2,005	2,334	-	2,334	83		54	35,540
当事業年度中の 変動額								
固定資産の 縮小 別途積立 の積立							△4	
剰余金の配当								2,600
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			74	74				
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額(純額)								
当事業年度中の 変動額合計	-	-	74	74	-		△4	2,600
当事業年度期末残高	2,005	2,334	74	2,409	83		50	38,140

	株 主 資 本				新株予約権	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当事業年度期首残高	3,533	39,211	△2,354	41,197	80	41,277
当事業年度中の 変動額						
固定資産の 縮小 別途積立 の積立	4	-		-		-
剰余金の配当	△2,600	-		-		-
当期純利益	△789	△789		△789		△789
自己株式の取得	948	948		948		948
自己株式の処分			△0	△0		△0
自己株式の処分			74	148		148
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額(純額)					△80	△80
当事業年度中の 変動額合計	△2,436	158	73	307	△80	226
当事業年度期末残高	1,096	39,370	△2,280	41,504	-	41,504

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年12月10日

くら寿司株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高見 勝文 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 雄一郎 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、くら寿司株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、くら寿司株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年12月10日

くら寿司株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 高見 勝文 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 桂 雄一郎 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、くら寿司株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社を管理統括する取締役より事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月10日

くら 寿 司 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員	山 本	保 ⑥
監査等委員（社外取締役）	大 田 口	宏 ⑥
監査等委員（社外取締役）	北 川 洋	士 ⑥

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
1	た なか く に ひこ 田 中 邦 彦 (1951年1月27日生)	1995年 11月 当社設立 当社代表取締役社長 (現任)	320,000株
2	た なか まこと 田 中 信 (1975年3月26日生)	1998年 4月 当社入社 1999年 5月 当社藤井寺店店長 2001年 5月 当社北津守店店長 2004年 5月 当社泉北店店長 2008年 11月 株式会社ウルナットコーポレーション 代表取締役（現任） 2012年 12月 当社西日本業務本部シニアマネージャー 2013年 9月 当社西日本業務本部シニアマネージャー兼 人事本部シニアマネージャー 2014年 1月 当社取締役西日本業務本部長兼 人事本部長 2014年 11月 当社取締役副社長 西日本業務本部長兼 人事本部長兼 経営戦略本部長 2015年 5月 当社取締役副社長業務本部長兼 人事本部長兼経営戦略本部長 2018年 6月 当社法務本部長 2019年 12月 当社取締役副社長（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社ウルナットコーポレーション代表取締役	2,000,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 株式の数
3	ひさ むね ひろ ゆき 久 宗 裕 行 (1971年2月15日生)	1995年 11月 当社入社 当社高石店店长 2007年 1月 当社取締役関東担当シニアマネージャー 2008年 11月 当社取締役東日本業務本部長 2009年 10月 当社取締役退任 当社内部監査室シニアマネージャー 2010年 5月 当社製造部シニアマネージャー 2012年 1月 当社取締役製造本部長兼 経理本部長 2014年 11月 当社常務取締役製造本部長兼 経理本部長 2015年 1月 当社常務取締役製造本部長 2018年 6月 当社購買本部長 2019年 12月 当社常務取締役商品本部長 (現任)	9,400株
4	い とう のり ひと 伊 藤 敬 人 (1971年9月11日生)	1995年 11月 当社入社 1998年 4月 当社平野店店长 2009年 11月 当社東日本業務部シニアマネージャー 2010年 11月 当社東日本業務本部長 2011年 1月 当社取締役東日本業務本部長 2015年 5月 当社取締役店舗建設本部長 2017年 3月 当社取締役店舗建設本部長兼 購買本部長 2018年 6月 当社取締役店舗建設本部長 2019年 12月 当社取締役店舗開発本部長 (現任)	14,400株
5	た なか せつ こ 田 中 節 子 (1949年3月31日生)	1995年 11月 当社入社 当社取締役営業企画室長 2001年 9月 当社取締役社長室長兼 環境対策室長 2003年 10月 当社取締役環境事業部シニアマネージャー 2008年 11月 当社取締役環境事業本部長 (現任)	240,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 株式の数
6	津 田 京 一 (1962年11月3日生)	1986年 4月 エスケー化研株式会社入社 1999年 10月 天藤製薬株式会社入社 2004年 12月 第一精工株式会社入社 2007年 11月 当社入社 2009年 1月 当社経理部シニアマネージャー 2015年 1月 当社取締役経理本部長 (現任)	200株
7	岡 本 浩 之 (1962年2月22日生)	1984年 4月 三洋電機株式会社入社 2012年 7月 江崎グロ株式会社入社 2018年 12月 当社入社 2019年 12月 当社執行役員広報宣伝IR本部長 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社株式の数は、2020年10月31日現在であります。

以 上

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	やま もと たもつ 山 本 保 (1949年10月2日生)	1974年11月 株式会社西洋フードシステムズ入社 1996年11月 株式会社魚国総本社入社 2004年7月 当社入社 2013年6月 当社総務部参与 2015年1月 当社常勤監査役 2019年1月 当社取締役(監査等委員・常勤)(現任)	一株
2	おおた ぐち ひろし 大田口 宏 (1974年8月26日生)	1998年4月 最高裁判所司法研修所入所 2000年4月 日本弁護士連合会 大阪弁護士会登録 2006年7月 大雪法律事務所開設 所長(現任) 2012年1月 当社監査役 2019年1月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 大雪法律事務所 所長	一株
3	きた がわ よう じ 北 川 洋 士 (1976年7月21日生)	2001年10月 監査法人トーマツ 大阪事務所 入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 2006年5月 公認会計士 登録 2014年10月 北川洋士会計事務所 開業 所長(現任) 2018年1月 当社監査役 2019年1月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 北川洋士会計事務所 所長 但陽信用金庫 非常勤監事	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 大田口 宏氏及び北川洋士氏は、社外取締役候補者であります。  
(1)大田口 宏氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、他社の監査役を歴任しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は当社の監査等委員である社外取締役であります、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年で

あります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。

- (2) 北川洋士氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
- (3) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、現任の取締役（監査等委員・常勤）山本保氏ならびに現任の取締役（監査等委員）大田口 宏氏および北川洋士氏との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、本議案が承認可決され、候補者の3氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間に現行契約と同内容の責任限定契約を締結する予定です。
- (4) 当社は、北川洋士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1  
ホテル・アゴラ リージェンシー堺 3階・利休の間  
電話 072-224-1121

交 通 南海本線「堺駅」西出口 徒歩3分

●アクセス方法

新大阪駅 —————> なんば駅 —————> 堺駅  
(地下鉄御堂筋線) (南海本線)

